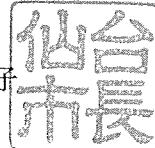


## 仙台市公告第634号

杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成16年3月19日仙台市条例第2号。以下「条例」という。）第21条第1項の規定により、事業者から変更届出書及び変更後の開発事業計画書の提出があった下記の変更後の開発事業について、条例第21条第2項の規定に基づき第19条の規定を適用し、同条第1項に規定する協定を締結したので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、同条第4項の規定により当該協定の写しを縦覧に供します。

令和6年7月10日

仙台市長 郡 和子



記

### 1 開発事業の概要

氏名 秋保ヴィレッジ株式会社 代表取締役 今野 克二  
住所 仙台市青葉区大町二丁目7番23号  
名称 六次産業化促進事業（秋保ヴィレッジ）  
種別 工作物の新築、増築  
目的 六次産業化法に基づく、促進事業施設（農産物生産・直売・加工）の設置  
内容 現況が平坦地と傾斜地からなる区域約6.0haの土地を造成し、平坦地に直売所・店舗・加工施設の3棟、保管施設（建築面積約4,586m<sup>2</sup>）、及び駐車場を設置する。傾斜地部に太陽光発電パネル（建築面積約3,334m<sup>2</sup>）を設置し、パネル下の空間で半陰性及び陰性農産物を栽培する営農太陽光発電事業としての農園を整備する。  
位置 仙台市太白区茂庭字中谷地南32-1他  
仙台市太白区茂庭字松場13-39他  
面積 60,195 m<sup>2</sup>

### 2 協定の写しの縦覧の期間及び時間

期間：令和6年7月10日から条例第22条の規定による完了の届出の日まで

（ただし、仙台市の休日を定める条例に規定する休日を除く。）

時間：午前8時30分から午後5時まで

### 3 縦覧の場所

仙台市都市整備局建築宅地部開発調整課